

2026年7月17日

## 公益財団法人 日本フィランソロピック財団 2026年度「芦屋学び応援基金」募集要項

応募締切：2026年9月7日（月）※当日消印有効

### 1. 目的・趣旨

「芦屋学び応援基金」は、向学心がありながらも経済的理由により教育機会に恵まれない生徒に対し、その才能を閉じることなく最大限に発揮してほしいという寄附者のおもいをもとに設立された給付型奨学金です。芦屋市の指定中学校に在籍し、「進学したい」「学びを続けたい」「夢を諦めたくない」という希望を抱く生徒を対象に、中学校1年次から高等学校3年次までの6年間、学校内外の教育費を支援します。なお、この奨学金は返済の必要はありません。

応募を検討される方は、「ご寄附者からのメッセージ」をよく読み、本奨学金の趣旨をご理解のうえ、ご応募ください。

#### ◆ご寄附者からのメッセージ◆

未来に挑戦したいという気持ちを持つあなたに

わたくしは「未来を担う子ども達が経済的な理由で夢を諦めることなく、その才能を開花させ、挑戦を続けられるよう応援したい」と考えています。こうしたおもいから、わたくし自身に縁のある芦屋市で、しっかりと子ども達を応援したいと思います。そうしてあなたが大人になった時に、子どもたちにより未来を作りたいと行動できる人に成長してほしいと思っています。

経済的支援だけでなく、家族以外にも自分を応援し成長を喜んでくれる人がいるという気持ちが伝わる奨学金になることを願っています。

江崎 正道

### 2. 奨学金概要

- (1) 対象：応募時点で中学校1年生
- (2) 給付年額：中学校1年次～高等学校1年次 年額 45万円  
高等学校2年次 年額 55万円  
高等学校3年次 年額 65万円
- (3) 採用人数：6名
- (4) 給付対象期間：中学校1年次～高等学校3年次までの6年間
- (5) 奨学金の種類：給付型奨学金（返済不要）

- (6) 給付方法：中学校 1 年次は採用後、12 月に 1 年分を給付します。中学校 2 年次以降は 3 分割での給付とします。毎年、5 月（4 月～7 月分）、9 月（8 月～11 月分）、1 月（12 月～3 月分）に支払います。

### 3. 奨学金の使途

使途は教育活動費としますが、学科の勉強に限定しません。使用例：塾や課外教室の参加費用と交通費、教材・参考書代、学校生活を送るのに必要な諸費用、部活動にかかる費用、課外活動費等。レシート及び領収書の提出は不要ですが、毎年の面談時に大まかな使途を聞きます。

### 4. 応募資格

応募時点で、次の兵庫県芦屋市立中学校に在学し、以下を満たす生徒が応募できます。指定中学校は潮見中学校、精道中学校、山手中学校（五十音順）です。

- 中学 1 年生
- 将来大学に進学したい、さまざまな学びをあきらめたくないと思う人
- 同一生計の世帯の課税標準額が次の表に該当する人

世帯人数	課税標準額
2 人	2 0 0 万円未満
3 人	2 5 0 万円未満
4 人	3 0 0 万円未満
5 人	3 5 0 万円未満
6 人以上	4 0 0 万円未満

※ ただし、支援を必要とする特別な事情がある場合は考慮します

※ 生活保護世帯の場合：生活保護費における収入認定から原則として除外されますが、各家庭において、事前に必ずケースワーカーに相談してください。また、生活保護費の他に奨学金による収入があることについて、市の担当課へお知らせください。

### 5. 応募方法と必要書類

#### (1) 応募方法

以下の提出書類 6 点を直接財団に郵送してください。

#### (2) 提出書類

※ 提出書類は返却いたしませんので、応募前にコピーを保管してください

※ 願書、作文および同意書は、ボールペンまたは鉛筆で濃くはっきりした文字で記入してください。

※ 本基金で「保護者」とは父母または父母に代わってその子どもを養育している方を指します。

- ① 2026 年度「芦屋学び応援基金」願書
- ② 作文

(a)応募者による作文（400 字程度）

テーマ「将来の夢」

(b)保護者による作文（400 字程度）

テーマ「奨学金の使いみち」

※ どのような目的で何に使ってあげたいかを具体的に記入してください

③ 通知表（あゆみ）のコピー（中学校 1 年次 1 学期分の全ページ）

④ 令和 8 年度課税（非課税）証明書（保護者全員分）

⑤ 個人情報の取扱いに関する同意書（応募者本人・保護者）

⑥ 住民票（保護者・応募者本人および願書記載の家族全員）

※コピー不可

※申請日の 3 ヶ月以内発行のもの

※続柄記載のもの

※本籍地及び個人番号は省略

(3) 郵送先

〒105-0004

東京都港区新橋 1 丁目 1 - 1 3 アーバンネット内幸町ビル 3 階

公益財団法人日本フィランソピック財団 事務局

(4) 応募期間

2026 年 7 月 17 日（金）～ 9 月 7 日（月）（当日消印有効）

(5) 応募書類（願書等）のダウンロード

本募集要項および応募書類は、財団のウェブサイトよりダウンロードして印刷してください

URL: <https://www.np-foundation.or.jp/list/ashiyascholarship.html>

## 6. 選考方法

一次選考は書類審査、二次選考は面接を行います。

選考においては、人物、生活の困窮度、この奨学金の趣旨である「学びをあきらめたくない」という意欲、保護者の協力姿勢と学習支援の意思などにより総合的に判断します。

※ 採用の可否に関わらず、選考結果は応募者全員（保護者）に電子メールでお知らせします

※ 選考の経緯・決定理由は、採用の可否に関わらずお問い合わせには応じかねますので、予めご了承ください。

## 7. 募集スケジュール

(1) 応募受付開始 : 2026 年 7 月 17 日（金）

(2) 応募受付締切 : 2026 年 9 月 7 日（月）

(3) 一次選考結果通知 : 2026 年 10 月中旬（予定）

(4) 二次選考（面接） : 2026 年 11 月初旬までの土曜日または日曜日（予定）

(5) 最終結果通知 : 2026年11月下旬(予定)

(6) 奨学金給付 : 2026年12月下旬(予定)

※ 二次選考(面接)は芦屋市内において対面にて実施予定です

※ 二次選考(面接)は応募者ご本人および保護者の方を対象に実施予定です

## 8. 内定後の提出書類

- ① 奨学金申請書兼誓約書
- ② 口座情報

## 9. お問い合わせ先

応募に関してのお問い合わせは、当財団の代表メールアドレスにお送りください。

メールアドレス : info(アットマーク)np-foundation.or.jp

\*(アットマーク)は@に変更してください。

※ メールの件名に「芦屋学び応援基金について」と書いてください。回答には数日を要する場合がありますので、時間の余裕を持ってお問い合わせください。

## 10. 公益財団法人 日本フィランソロピック財団について

当財団は、社会貢献事業への資金提供を目的として、寄附を募り、それを基金として管理運営し、助成や奨学金、顕彰事業などを行っています。寄附者おひとりおひとりの「おもい」を「意義ある寄附」として大きく育み、未来への投資としてより豊かな社会の創造を目指しています。

ホームページ : <https://np-foundation.or.jp/>

## 11. 奨学生の義務と留意事項

詳細は別紙「奨学生の義務と留意事項」をご理解いただいたうえでご応募ください。

## 奨学生の義務と留意事項

### 1. 義務

#### (1) 奨学生の資格

この奨学金の奨学生「(以下、「奨学生」)は、当財団が求める、「学業、人物ともに優秀であり、勉強を通して世の中の役に立ちたい夢を持つ」という奨学生の資格を維持するために、勉学に励み、健全な生活と生活態度や言動を心がけてください。

#### (2) 学業成績などの報告

- ① 給付期間中の毎年度、400字程度の活動報告と通知表の写しを提出してください。
- ② 中学校3年次以降は①に加えて、毎年度の1回目給付前に、奨学生とその保護者同席の面談を実施します。面談に出席しない場合は、給付を中止します。なお、児童養護施設入所者など保護者のないまたは保護者に監護させることが適当でない方については、児童養護施設の施設長などの同席を可能とします。
- ③ 6年間で、2回～3回程度開催される授与式およびお祝いの式典に参加いただきます。

#### (3) 異動の届出

奨学生は、次のいずれかに該当する場合は、ただちに当財団事務局へ届け出てください。

- ① 留年・休学・復学・海外留学・転学または退学するとき
- ② 停学その他の処分を受けたとき
- ③ 保護者および本人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等、その他重要な事項に変更があったとき

#### (4) 他の奨学金や授業費免除などの併用は可能です。ただし、利用する場合は、事前に制度名と金額を当財団事務局へお知らせください。

#### (5) 中学校および高等学校からの個人情報の提供

奨学生は、当財団から中学校および高等学校に対して個人情報に関する問い合わせを行う場合において、中学校および高等学校がその内容を提供することに、必ず同意してください。

### 2. 留意事項

- 当財団は、進路変更、休学、中退となった場合、奨学生の学業または性行などの状況により指導上必要があると認めるときには、奨学金の給付を中止します。
- 給付打ち切りの場合も、既に給付された「奨学金」の返還の必要はありません。
- 給付期間中に芦屋市から市外に転居した場合でも、給付を継続します。

#### (1) 「奨学金」の休止と復活

やむを得ない事情で「奨学金」の給付を休止された者が、休止から1年以内にその事由が止んで当財団に願い出たときは、当財団は「奨学金」の給付を復活することがあります。

#### (2) 「奨学金」の中止

奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当財団は、必要に応じて在学学校長の意見を徴して「奨学金」の給付を中止し、奨学生としての受給資格を失います。

- ① 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
  - ② 傷い傷病などのために成業の見込がなくなったとき
  - ③ 学業成績または操行が不良となったとき
  - ④ 奨学金を必要としない理由が生じたとき
  - ⑤ 虚偽の報告が認められたとき
  - ⑥ 保護者等が奨学金を本来の目的に反する利用をしたことが発覚した時
  - ⑦ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
  - ⑧ その他、1 - (1) に定める奨学生としての資格を失ったとき
- (3) 「奨学金」の辞退

奨学生は、いつでも当財団に「奨学金」の辞退を申し出ることができます。

(4) 奨学生への指導

当財団は、奨学生を将来「勉強を通して世の中の役に立つ」社会有用の人材として育成するために必要な、教養や学びの紹介、その他の指導および奨学生の学業成績と生活状況に応じた適切な指導を行うことがあります。

以上